

掛川市告示第 39 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和 6 年 3 月 29 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 委託先

名 称 中部ビル保善株式会社

所在地 浜松市中央区常盤町 132 番地の 18

2 委託した使用料

22 世紀の丘公園の使用料

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで